

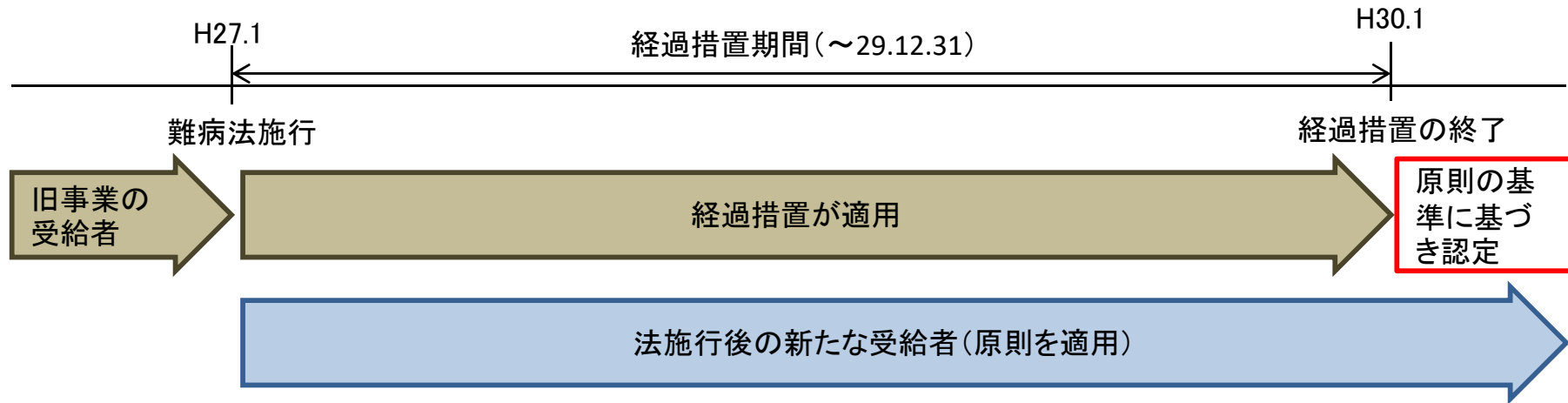
難病法の施行に伴う特定医療費の支給 に係る経過措置について

難病法の施行に伴う特定医療費の支給に係る経過措置について

1. 経過措置の内容

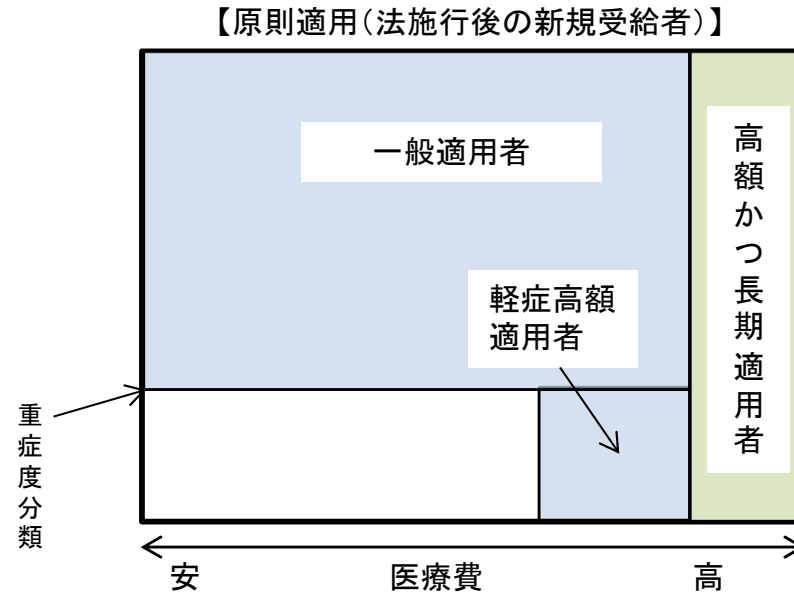
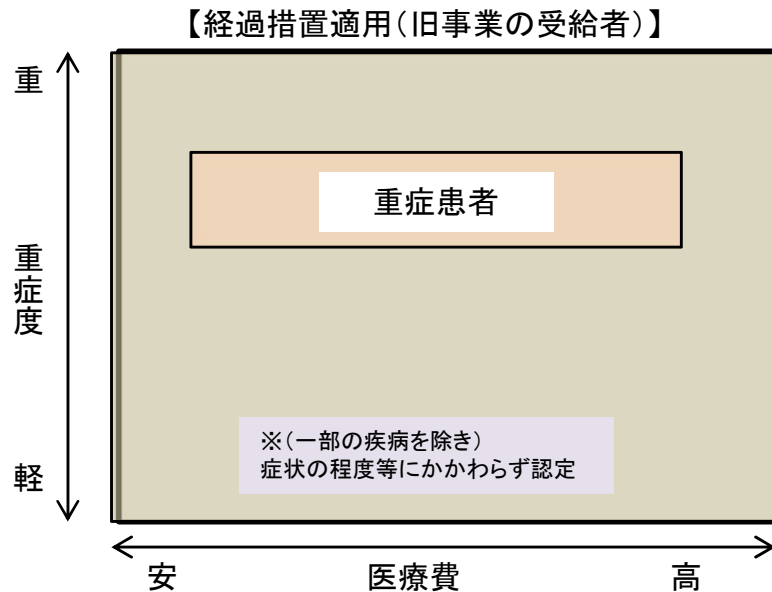
難病法施行(平成27年1月1日)前の特定疾患治療研究事業により医療費助成を受けていた者であって、法施行後も継続して医療費助成を受けている者に対して、平成29年12月31日までの3年間、以下の経過措置を講じている。

- ・支給認定に当たり重症度を考慮しない(軽症者であっても支給認定を行う)。
- ・自己負担限度額(月額)が原則(法施行後の新規認定者)より軽減。
- ・入院時の食費自己負担が原則より軽減。



2. 経過措置適用と原則適用の違い(イメージ)

※あみかけ部分が支給対象



○「軽症高額」とは、月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある者

○「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者

○「重症患者」とは、特定疾患治療研究事業(旧事業)の重症患者認定基準に該当する者

難病に係る医療費助成の制度(経過措置期間終了前)

【ポイント】

- 自己負担の割合：3割⇒2割
- 自己負担の限度額（月額）：
 - ・ 症状が変動し入退院を繰り返す等の難病の特性に配慮し、外来・入院の区別を設定しない。
 - ・ 受診した複数の医療機関等（※1）の自己負担をすべて合算した上で自己負担限度額を適用。
- ※1 薬局での保険調剤及び医療保険における訪問看護ステーションが行う訪問看護を含む。
- 入院時の標準的な食事療養等に係る負担：患者負担。
- 軽症高額該当者：軽症者であっても高額な医療（※2）を継続することが必要な者は、医療費助成の対象とする。
※2 月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある場合とする。
- 所得を把握する単位：医療保険における世帯。
- 所得を把握する基準：市町村民税（所得割）の課税額。
- 同一世帯内に複数の対象患者がいる場合：世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分。
- 難病療養継続者：経過措置（H29.12.31まで）を設ける。

★医療費助成における自己負担上限額(月額)

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準 (()内の数字は、夫婦2人世帯の場合における年収の目安)		自己負担限度額(患者負担割合:2割、外来+入院)					
			原則			難病療養継続者(H29.12.31まで)		
			一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者	一般	重症患者	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	(本人年収～80万円)	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		(本人年収80万円超～)	5,000	5,000		5,000		
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満 (約160万円～約370万円)		10,000	5,000		5,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満 (約370万円～約810万円)		20,000	10,000		10,000		
上位所得	市町村民税25.1万円以上 (約810万円～)		30,000	20,000		20,000		
入院時の食費			全額自己負担			1/2自己負担		

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある者（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）。